

公正取引委員会「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査」に基づく自主点検の結果について

2020年11月30日  
株式会社セコマ

本年9月に公表された公正取引委員会「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査」の報告書の内容に基づき、当社では、以下の取組を行っております。

## 1. 自主点検の結果

独占禁止法に抵触する事例はありませんでした。今後も法令違反のないよう努めます。

### ① 本部の加盟店募集時の説明について

現在、当社では原則として新規加盟店の募集を行っておりません。

### ② いわゆるコンビニ会計に関する取り扱いについて

当社は、加盟店の収入額から仕入額を差し引いた粗利益額にロイヤリティ率を掛け、加盟店のロイヤリティ額を計算します。加盟店の収入額に、廃棄商品は含めておらず、いわゆるコンビニ会計を採用しておりません。

### ③ 加盟店からの時短営業の申出への対応について

加盟店と協議の上、加盟店の事情に配慮し、フレキシブルに対応しています。

### ④ ドミナント出店に関連する対応について

加盟店に一部例外を除きテリトリー権を認めています。各店のテリトリー内への出店はしておりません。

### ⑤ 加盟店に対する不当な仕入数量の強制について

加盟店の粗利益額が下がると、本部のロイヤリティ収入も減少するため、ロイヤリティ確保のために、加盟店の販売能力を超えた商品仕入を求める必要性がありません。

また、加盟店の経営指導を行うスーパーバイザーへの聞き取りの結果、契約解除等の不利益を示し、仕入を求めた経験のある者はいませんでした。

### ⑥ 加盟店の見切り販売に関する不当な制限について

当社は契約上、加盟店の商品価格の拘束や見切り販売の制限を行っておりません。

スーパーバイザーへの聞き取りの結果、契約解除等の不利益を示し、見切り販売を制限した経験のある者はいませんでした。

見切り販売のタイミング等によって、加盟店の売上の悪化が予想される場合などは、必要に応じて経営指導を行います。加盟店がそもそも見切り販売できないと誤解することがないように経営指導を行っていきます。

## 2. 自主改善の内容

独禁法に抵触する事例はありませんでしたが、今後も違反が生じないように、報告書内で指摘されている注意事項につき、社内で勉強会を開き、注意喚起を行いました。

以上